



# 脱退パワハラ訴訟 本部見解を発出!!!

原告4名の仲間と搦んだ労組脱退パワハラ訴訟の『勝利』を確認し、  
輸送サービス労組にかけられている「労組ハラスメント」「不法行為」の根絶を目指し、  
『組織強化・拡大』を通じて、今こそ健全なJR 東日本・グループ会社を再構築しよう!

2024年4月24日、東京高等裁判所の相澤裁判長は、労組脱退パワハラ訴訟の控訴審を「本件各控訴をいずれも棄却する」との判決を下した。この控訴審判決は、歴史に類を見ない労組脱退パワハラを『JR東日本会社での“脱退勧奨の不当労働行為”』と認定し、損害賠償請求を認める『勝利判決』となる第一審判決の命令を堅持している。いま、すべての仲間のたたかいで実現させた、労組脱退パワハラ訴訟の『勝利』を確認し、“すべての仲間”で喜びを分かち合おう。

2023年8月10日、第一審の『勝利判決』を受け、同日に開催した集会では「最高に熱い日に、最高の結果を最高の仲間たちと分かち合い」輸送サービス労組結成の原点を忘れることなく、歴史に刻んだ『勝利判決』と、現在も職場で蔓延する「労組ハラスメント」「不法行為」を根絶させ、健全なJR東日本・グループ会社を取り戻すことを確認した。しかし、第一審判決では、JR東日本による組織的な脱退勧奨については認められなかったため、原告4名と私たちは、8月23日に東京高等裁判所に控訴状を提出し、完全勝利判決を目指してきた。

今回の控訴審の争点は「① 会社による組織的な脱退勧奨の事実の認定」「② 原告4名の主張に対する事実認定及び評価の誤り」の2点であった。しかし、会社による組織的な脱退勧奨の事実は「証拠が不十分」として認められず、原告4名の主張に対する事実認定及び評価の誤りも「原判決は相当である」といづれも棄却された。あれほどの証拠があっても、JR東日本会社の組織的な脱退勧奨が認められなかったことは極めて残念であり、「結論ありきの判決」との見方を拭うことはできない。

本来、会社による不当労働行為に対しては、労働組合が労働委員会へ不当労働行為救済申立てを行い、労働者の利益と団結を守るためにすべきものである。しかし、労働者として不当労働行為救済申立てを行う権利を剥奪された私たちは、事実の救済のためには個人訴訟の道しか残されていなかった。そして迎えた2019年12月26日、原告4名の仲間は立ち上がり、JR東日本会社の「労組脱退パワハラ」の損害に対する賠償を求め、東京地方裁判所へ提訴した。『あったことをなかったことにはできない』との決意で、当事者意識を高めてたたかいを積み重ね、控訴審においても『第一審判決を堅持』し「不当労働行為・不法行為があった事実」や18春闘の時期に幾つかの職場で「脱退勧奨が行われた可能性が高い」と認定させた。脱退パワハラ訴訟のたたかいは、18春闘下で3万人の組合員が脱退するという歴史的事件に1つの爪痕を残し、不当労働行為に目を瞑り沈黙する企業風土に風穴を開け、輸送サービス労組運動の新たな地平を切り拓いた。

控訴審判決を受け、4月27日の「全地本代表者会議」では、第一審と控訴審で不当労働行為が認定された事実とたたかひの到達点を確認した。原告4名の仲間から「自分たちは勝利した」「4年4ヶ月のたたかひをやりきった」「控訴審を節目に区切りを付けていく」「新たなたたかひに踏み出すときだ」と述べられた。輸送サービス労組は、原告4名の仲間の意向を受け、脱退パワハラ訴訟の『勝利』を全組合員で確認し、輸送サービス労組にかけられている「労組ハラスメント」「不法行為」や「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」、水戸・東京・八王子地本の「第三者機関を活用した不当労働行為救済申立て」を最後までたたかひ抜き、脱退パワハラ訴訟のたたかひに区切りを付け、最高裁判所には上告はせず、新たなたたかひへ踏み出すことを確認した。

私たち輸送サービス労組は、これからも「あらゆる不条理」に対し、堂々と声を上げたかたっていく。

長きに渡り支え続けてくれている組合員・ご家族の皆さん、連帯する会、関係するすべての仲間の皆様のご支援・ご協力に心から感謝を申し上げます。そして、原告4名の仲間が切り拓いた新たな地平へ“すべての仲間”と踏み出し、『組織強化・拡大』を通じて、今こそ健全なJR 東日本・グループ会社を再構築するため、共に立ち上がろう!

あったことをなかつたことにはできない!  
今こそ「あらゆる不条理」に、共に立ち上がる!